

議案第14号

西脇市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市奨学金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

奨学金の貸付対象者を変更することに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

西脇市奨学金貸付条例（平成17年西脇市条例第 148号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学（以下「学校」という。）」を「短期大学、大学又は専修学校（専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）」に改める。

第2条第2号中「学校に在学する者で、在学する学校長等」を「大学等に在学する者で、在学する学長等」に改める。

第3条中「次のとおり」を「月額50,000円」に改め、同条の表を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。